

社会福祉法人仁多福社会

一般事業主行動計画

令和 4年 4月 1日

女性職員が働きやすい雇用環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 までの3年間

2. 内容

目標 1 : 仁多福社会各事業所において、有給休暇取得率（夏季休暇、特別有給休暇を含む）を40%以上とする。

<対 策>

- ・管理職会において各事業所毎、雇用形態毎の取得率を確認し、目標に達しない事業所においては有給休暇を取得しやすい環境を整備する。
- ・有給休暇を取得しにくい環境があれば、原因を分析し、職員配置等の改善を図る。

目標 2 : 非正規職員から正規職員への転換を計画期間内に1人以上行う。

<対 策>

- ・計画期間中、毎年度1月に内部登用制度により内部登用試験の周知を図り、2月までに試験を行い、4月より登用を図る。